福山市公告第１２１４号

福山市放課後児童クラブにおける入退室管理システム提供業務について、委託業者選定のため、公募型プロポーザルを実施することとしたので、参加を希望する者は手続を行ってください。

２０２６年（令和８年）１１月１３日

福山市長　　枝　広　直　幹

１　業務概要

（１）業務名

福山市放課後児童クラブにおける入退室管理システム提供業務

（２）業務内容

福山市放課後児童クラブにおける入退室管理システム提供業務仕様書のとおり

（３）契約期間

契約締結日から２０３０年（令和１２年）３月３１日まで

（４）提案見積上限金額

７８，０７１，４００円

【各年度の内訳】

| 年度 | 金額（消費税及び地方消費税含む） |
|---|---|
| ２０２６年度（令和　８年度） | ３７，９９９，５００円 |
| ２０２７年度（令和　９年度） | １３，３５７，３００円 |
| ２０２８年度（令和１０年度） | １３，３５７，３００円 |
| ２０２９年度（令和１１年度） | １３，３５７，３００円 |

※本金額は、プロポーザルのために設定した上限であり、契約金額ではない。

※各年度の金額上限額を超過しないこと。

２　参加資格

本プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

（２）民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

（３）この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。

（４）福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。

（５）国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

（６）福山市暴力団排除条例（平成２４年条例第１０号）第２条第１号又は第２号又は第３号の規定に該当しない者であること。

（７）本市の規模感を考慮し、放課後児童クラブ・放課後子ども教室等を運営する他の地方公共団体において、一自治体あたり50施設以上の放課後児童クラブ・放課後子ども教室等への導入・運用実績があるシステムであること。なお、導入・運用実績は、公立施設における入退室管理業務等を総合

的に支援するシステムの実績とし、機能単体システム（例えば保護者メールシステム等）の実績は含めない。
また、運用の実態を伴わない可能性があることから、システムの無償提供も実績には含めない。

3　プロポーザル実施スケジュール

| 内　容 | 期　日 |
|---|---|
| ①　公告 | ２０２６年（令和８年）１１月１３日（金） |
| ②　募集要領等の配付期間 | ２０２６年（令和８年）１１月１３日（金）から<br>１１月２７日（金）午後５時１５分まで |
| ③　質問書受付期間 | ２０２６年（令和８年）１１月１３日（金）から<br>１１月１９日（木）午後５時１５分まで |
| ④　質問書に対する回答期限 | ２０２６年（令和８年）１１月２４日（火） |
| ⑤　プロポーザル参加申込書の提出期間 | ２０２６年（令和８年）１１月１３日（金）から<br>１１月２７日（金）午後５時１５分まで |
| ⑥　参加資格審査結果通知 | ２０２６年（令和８年）１２月　１日（火） |
| ⑦　企画提案書及び提案見積書の提出期間 | ２０２６年（令和８年）１２月　１日（火）から<br>１２月１１日（金）午後５時１５分まで |
| ⑧　プレゼンテーションの実施 | ２０２６年（令和８年）１２月１７日（木） |
| ⑨　選定結果の通知 | ２０２６年（令和８年）１２月１８日（金）（予定） |

4　募集要領等の配付場所
福山市保健福祉局ネウボラ推進部保育施設課
〒７２０－８５０１　広島県福山市東桜町３番５号（本庁舎７階）
※ 福山市ホームページ
（https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/hoikushisetsu/）からもダウンロードできます。

5　契約の相手方の最優先候補者の選定について
企画提案書は、福山市放課後児童クラブにおける入退室管理システム提供業務選定委員会において審査し、最も高い評価を受けた企画提案書の提案者を契約の相手方の最優先候補者として選定する。

6　契約の締結について
最優先候補者と選定された事業者と契約に関する協議を行い、契約の締結を行う。なお、最優先候補者との協議が整わない場合は、最優先候補者に次いで高い評点を得た事業者（以下順次）と契約に関する協議を行う。

7　その他
本プロポーザルに関する詳細は、「福山市放課後児童クラブにおける入退室管理システム提供業務公募型プロポーザル実施要領」に定めるところによる。